

第215回国会・質問第14号 参議院議員石垣のりこ議員「IOMの支援を受けずにブラジル国籍の女性が強制送還されたことに関する質問主意書」(2024年11月21日)

答弁書第14号 石垣のりこ君提出IOMの支援を受けずにブラジル国籍の女性が強制送還されたことに関する質問に対する答弁書(2024年11月26日)

IOMの支援を受けずにブラジル国籍の女性が強制送還されたこと
に関する質問主意書

令和6年11月8日、うつ病で専門学校に通うことができなくなったために「留学」の在留資格を失った日本育ちの二十歳のブラジル国籍の女性が強制送還された可能性がある。当該女性は、ブラジルの施設で孤児として育ち、日系人夫婦の養子になり、12歳の時に一家で来日したが、夫婦とは疎遠になっていた。

当該女性はブラジルに親族や知人もいないため、国連の関連機関である国際移住機関(以下「IOM」という。)の支援を希望していたが、収容されていた東京出入国在留管理局の職員から、「IOMの支援を受けると二度と日本に入国できなくなる」と言われ、IOMからの支援を諦め、強制送還に応じることとしたと支援者から伝え聞いている。

牧原秀樹前法務大臣は令和6年11月8日の閣議後記者会見で、IOMを使うと再入国できなくなるという説明は行っていないと私は聞いている旨述べている。

以上を踏まえて、以下質問する。

- 一 IOMの支援を受けた者が日本に再入国する場合に支障を来すことがあり得るのか明らかにされたい。

一について

お尋ねの「IOMの支援」及び「支障を来す」の意味するところが必ずしも明らかではないが、出入国在留管理庁が国際移住機関に委託して実施している自主的帰国及び社会復帰支援プログラムによる支援を受けて帰国した者が再度本邦に入国しようとするときは、入国審査官において出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合するか否かを個別に審査することとなるところ、帰国に際して国費による支援を必要とする経済的な状況にあったことは、当該審査において考慮され得ると考えている。

- 二 牧原前法務大臣は、IOMを使うと再入国できなくなるという説明は行っていない旨述べているが、東京出入国在留管理局の職員はIOMの支援を希望した当該女性に対してどのような説明をしたのか。説明した内容を具体的に明らかにされたい。

二について

お尋ねについては、個別具体的な事案に関する事柄であるため、お答えすることは差し控えたい。

三 送還先の国に親族や知人等の身寄りもなく、滞在先も決まらず、就労先もない状態で、送還先の国での生活に困窮することが明確な場合において強制送還を実行することは、人権上の観点から不適切だと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 前記のように、強制送還後の生活に困窮することが明確な場合、政府としてどのような対応をしているのか明らかにされたい。

三及び四について

お尋ねについては、令和6年11月8日の記者会見において、牧原法務大臣（当時）が「法令に違反して、退去強制が確定した外国の方は速やかに退去するのが原則であって、また退去強制が決定されるものの中には、帰国する意思はあるのだけれども帰国後の生活不安を主な理由として、送還を忌避するという方がいらっしゃる場合があつて、そのような場合には、人道的配慮が必要と認められるものに対してIOM駐日事務所の協力を得て、自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施している」と述べたとおりである。

右質問する。